

## ■平成26年度 市民交通傷害保険の受付を開始いたします

<年齢制限はなく、どなたでも簡単に申し込みができます>

市では、市民の皆様が万一交通事故に遭遇した場合の保障制度として、「市民交通傷害保険」を取り扱っており、平成25年度は2月末で約1,460の方が加入されております。昨年は前年に比べ、市内の交通事故が増加し、死亡事故も1件発生しております。第一当事者にならなくても事故に巻き込まれる可能性がありますので、是非、ご加入ください。



### ◆◆◆ こんな事故のとき保険金が支払われます ◆◆◆

万一のために！



- ・車にはねられてケガ！
- ・搭乗している車両（タクシー・電車・ベビーカーなども含みます）の事故によるケガ！
- ・自転車・バイクで転倒してケガ！ など

※ 車両にかかるケガが対象のため、歩行中の転倒によるケガは対象となりません。

### ◆ 保障内容（1口につき）

- ・死亡保険金 100万円
- ・通院保険金 5千円（1週間未満）～12万円（6か月以上）

◆ 保険掛金 1口 480円（一人2口まで加入できます）

◆ 保険期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

◆ 申込開始日 平成26年3月3日（月）より

◆ 申込場所 登別市役所 本庁 1階 2番窓口 市民サービスグループ  
登別温泉支所、登別支所、鷺別支所、若草分室

◆ お問合せ先 登別市市民サービスグループ 85-2139



## ■ 無料法律相談会を開催しています。

市では交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの法律相談を弁護士がお受けする、無料法律相談会を月に1回開催しています。3月の日程は次のとおりです。

日にち：平成26年3月15日（土）

場所：鉄南ふれあいセンター（幌別町3丁目17番地1）

担当弁護士：八木橋 俊輔 弁護士

申込み方法：市民サービスグループ（85-2139）まで電話でお申込みください

申込み期限：平成26年3月7日（金）まで

ご不明な点等は市民サービスグループ（85-2139）までお問合せください



◇◆◇登別市消費生活センターからのお知らせ◇◆◇

## ■ 無料じゃないの!?

### 「健康食品の試供品送ります」

☆☆☆全国ではこのような事例があります☆☆☆

留守番していた夫が、突然「健康食品の試供品を届けるのでお試しになりますか」との電話を受けた。代金の話は一切なかったし、「試供品」ならば無料だと思い、承諾した。数日後、10日分のサプリメントが送られてきたので、開封し飲んでみた。後日、ちょうど全部飲み終わったところに500円ほどの請求書が届いた。有料なら申し込まなかったのに代金を支払いたくない。（70歳代 男性）



## ひとことアドバイス

- 突然健康食品の試供品を送ると電話があり、無料だと思って承諾したら代金を請求された、という相談が寄せられています。
- 業者が有料であることをはっきり説明せずに、「試供品」「お試し」「サンプル」などと言うことで、消費者に無料だと思い込ませるケースがあります。無料であるかどうかを確認するようにしましょう。
- 試供品が無料であったとしても、その後商品購入の勧誘が続くこともあります。試供品の送付を持ち掛けられたときは、自分にとって本当に必要なのかをよく考えて判断することが大切です。
- 心当たりがない場合は、安易に支払いをせず、消費生活センターに相談してください。

登別市消費生活センター TEL：85-3491  
（登別市中央町6丁目11番地 登別市役所市民サービスG内）  
登別消費者協会 TEL：85-8307  
火曜日～金曜日 10時00分～16時00分  
（登別市千歳町3丁目1番地 労働福祉センター内）